

号外 第38号 平成 27 年 7 月 13 日(月)

(每週 火·金発行)

目 次

○熊本県工場等設置奨励条例施行規則及び熊本県税特別措置条例施

(企業立地課) 1

規 則

熊本県工場等設置奨励条例施行規則及び熊本県税特別措置条例施行規則の一部を改正す る規則をここに公布する。

平成27年7月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第36号

熊本県工場等設置奨励条例施行規則及び熊本県税特別措置条例施行規則の一部を改 正する規則

(熊本県工場等設置奨励条例施行規則の一部改正)

第1条 熊本県工場等設置奨励条例施行規則(昭和39年熊本県規則第61号)の一部を 次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

(情報通信技術利用事業)

- 第1条の2 条例第2条第1号の規則で定める事業は、次に掲げる業務に係る事業とす る。
 - (1)電話その他の情報通信の技術を利用する方法により行う業務であって次に掲げ るもの
 - 権利若しくは役務に関する説明若しくは相談又は商品若しくは権利の売 買契約若しくは役務を有償で提供する契約についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくはこれらの契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務
 - 新商品の開発、販売計画の作成等に必要な基礎資料を得るためにする市場等に 関する調査の業務
 - 前号の業務に付随して行う業務であって、当該業務により得られた情報の整理 (2)又は分析の業務

- 附則第4項を次のように改める。 認定産業促進計画区域内の工場等に係る第2条第1項に規定する申請書の提出期限 が、熊本県工場等設置奨励条例及び熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例(平 成27年熊本県条例第44号。以下この項及び第10項において「平成27年改正条 例」という。)の公布の日から起算して1月を経過した日前であるときは、当該提出期限は、同条第1項の規定にかかわらず、平成27年改正条例の公布の日から起算し て1月を経過した日とする。 附則に次の1項を加える
- 産業振興施策促進区域内の工場等に係る第2条第1項に規定する申請書の提出期 限が、平成27年改正条例の公布の日から起算して1月を経過した目前であるときは、 当該提出期限は、同項の規定にかかわらず、平成27年改正条例の公布の目から起算 して1月を経過した日とする

(熊本県税特別措置条例施行規則の一部改正)

熊本県税特別措置条例施行規則(昭和39年熊本県規則第60号)の一部を次の 第2条 ように改正する。

第3条第1項中「第4条の4第1項第2号」の次に「、条例第4条の6第1項第1号」 「土地に係るものについては不動産(土地)取得税課税免除(不均一課税)申 請書(別記第3号様式。ただし、当該土地について条例第7条第1項の規定の適用を受 間音(別記第3号様式)。たたし、国政工地にういて未例第7条第1項の規定の過程を支 けようとするときにおいては、不動産(土地)取得税課税免除(不均一課税)予定申請 書(別記第4号様式)とする。)を、家屋に係るものについては不動産(家屋)取得税 の定に、当該各号に定める書類」に改め、「、条例第4条の6第1号の規定により不動 産取得税の不均一課税を受けようとする者は、当該不動産取得税の申告期限までに、不 動産取得税不均一課税申請書(別記第3号の3様式。ただし、当該土地に係るものにつ いて条例第7条第1項の規定の適用を受けようとするときにおいては、不動産取得税不 いて条例第7条第1項の規定の適用を受けようとするときにおいては、不動産取得税不

均一課税予定申請書(別記第4号の3様式)とする。)を管轄広域本部長を経由して知 事に」を削り、同項に次の各号を加える。
(1) 土地に係る不動産取得税の課税免除又は不均一課税の申請 次のア又はイに掲

げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める書類

条例第7条第1項の規定の適用を受けない場合「不動産(土地)取得税課税免 除(不均一課税)申請書(別記第3号様式)

条例第7条第1項の規定の適用を受けようとする場合 不動産(土地)取得税 課税免除(不均一課税)予定申請書(別記第4号様式)

家屋に係る不動産取得税の課税免除又は不均一課税の申請 不動産(家屋)取 得税課税免除(不均一課税)申請書(別記第5号様式)

産取得税不均一課税申請書(別記第3号の3様式)を」を削る。

附則第3項中「平成12年4月1日」を「平成27年4月1日」に、 「平成12年熊 所則第3頃中「平成12年4月1日」を「平成27年4月1日」に、「平成12年版本県条例第53号」を「平成27年熊本県条例第44号」に、「第4条の2第1項第1号ア」を「条例第4条の2第1号ア、条例第4条の4第1項第1号又は条例第4条の7第1項第1号ア」に改め、「及び事業税を課すべき事由が生じた畜産業又は水産業を行う個人」を削り、「定める」を「規定する」に改める。

「財第4項中「平成12年4月1日」を「平成27年4月1日」に、「第4条の2第1項第2号」を「第4条の2第2号、条例第4条の4第1項第2号、条例第4条の6第1項第2号」を「第4条の2号」を「第4条の2号」を「14条の2号』を「14条の2

1項第1号又は条例第4条の7第1項第2号」に改め、「規定する」の次に「特別償却設備である」を加え、「定める」を「規定する」に改める。 別記第3号様式中「第4条の4第1項第2号」の次に「・第4条の6第1項第1号」

を加える。

別記第3号の2様式及び別記第3号の3様式を削る

別記第4号様式中「第4条の4第1項第2号」の次に「・第4条の6第1項第1号」 を加える。

別記第4号の2様式及び別記第4号の3様式を削る

別記第5号様式中「第4条の4第1項第2号」の次に「・第4条の6第1項第1号」 を加える。

附

この規則は、公布の日から施行する。